

熊本県公報

第 1 1 4 8 3 号
平成 18 年 11 月 22 日 (水)
(毎週 月・水・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅介護支援事業所の指定……………(高齢者支援総室) 1
- 指定介護予防サービス事業所の指定 (介護予防短期入所生活介護)……………(") 1
- 指定障害福祉サービス事業者に係る指定事項の変更……………(障害者支援総室) 1
- 道路の区域変更……………(道路保全課) 2
- 道路の供用開始……………(") 2
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の指定……………(健康危機管理課) 2
- 結核予防法第 36 条の規定による医療機関の辞退……………(") 3
- 精神保健福祉法に基づく特定病院の認定……………(障害者支援総室) 3
- 指定居宅サービス事業所等の指定 (通所リハビリテーション)……………(高齢者支援総室) 3
- " (介護予防通所リハビリテーション)……………(") 4

公 告

- 平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務委託の一般競争入札の実施……………(労働雇用総室) 4
- 調色ブースの一般競争入札……………(管理調達課) 6
- 建築士法の規定に基づく聴聞……………(建築課) 8
- 平成 18 年度砂利採取業務主任者試験合格者……………(産業支援課) 8
- 地籍調査成果の認証……………(農村整備課) 8
- 平成 18 年度ふぐ処理師試験の実施……………(健康危機管理課) 8

告 示

熊本県告示第 1173 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 46 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
津奈木町社会福祉協議会 葦北郡津奈木町大字小津奈木 2123 番地	社会福祉法人津奈木町社会福祉協議会	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1174 号
介護保険法(平成 9 年法律第 123 号)第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。
平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防短期入所生活介護】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
泗水苑ショートステイ事業所 菊池市泗水町永 1021 番地	社会福祉法人泗水福祉会	平成 18 年 11 月 1 日

熊本県告示第 1175 号
障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号)第 46 条の規定により次の指定障害福祉サービス事業者から変更の届出があった。
平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

事業者の名称、事業所の名称及び事業の種類	変更があった事項	変更前の内容	変更後の内容	変更年月日
有限会社 キッポー キッポー・ヘルパーステー ション 居宅介護	事業所の所在地	八代市海士江町 3486 番地	八代市千丁町新牟田 2520 番地 2	平成 18 年 10 月 10 日

熊本県告示第 1176 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路線名	区域を変更する区間	前	幅員	延長	備考
			後	(メートル)	(メートル)	
一般 国道	219 号	八代市坂本町川嶽字網打平 同 所	前	15.8	102.0	国 防 災
			後	22.0		
				～		
				36.6		
				～		
				73.0		

2 区域を変更する期日 平成 18 年 11 月 22 日

熊本県告示第 1177 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、平成 18 年 11 月 22 日から 60 日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	皆越免田線	球磨郡あさぎり町上南字桑木ノ町小川屋 3514 番 1 地先から 同 所 3514 番 5 地先まで	580	単道改

2 供用を開始する期日 平成 18 年 11 月 24 日

熊本県告示第 1178 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 1 項の規定により、医療機関を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

指定

指令 番号	所在地	名 称	開 設 者		指定年月日
			住 所	氏 名	
39	上益城郡嘉島町大字 上島字長池 2232	ファミリー歯科 クリニック	熊本市八幡町六丁目 1-121	大桃 信之	平成 18 年 10 月 4 日

	ダイヤモンドシティ クレア				
40	菊池郡菊陽町津久礼 3402 番地 4	さかい歯科クリ ニック	熊本市楠七丁目 15- 75 ソルフォンテ I 302	境 忠彦	平成 18 年 10 月 10 日
41	玉名市天水町小天 7275-1	ながひろ歯科ク リニック	玉名市大浜町字上屋 敷 653-1	永廣 有伸	平成 18 年 11 月 1 日
42	山鹿市方保田 3145 番地 6	東内科小児科医 院	山鹿市方保田 3145 番地 6	医療法人社団 東昭 会	平成 18 年 11 月 1 日
43	山鹿市大橋通 1207 番地	山鹿いちご薬局	山鹿市大橋通 1207 番地	株式会社 VENUS	平成 18 年 9 月 22 日
44	球磨郡錦町大字一武 2826 番 3	すまいる歯科ク リニック	人吉市下原田町西門 2314 番 1	彌富 尚文	平成 18 年 11 月 1 日
45	荒尾市荒尾 4160-270	佐藤眼科	荒尾市荒尾 4160-270	医療法人 樹尚会	平成 18 年 10 月 20 日

熊本県告示第 1179 号

結核予防法（昭和 26 年法律第 96 号）第 36 条第 4 項の規定により、次の医療機関は、その指定を辞退した。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

辞退

所在地	名 称	開 設 者		辞退年月日
		住 所	氏 名	
山鹿市山鹿 547 番地 1	東内科・小児科医 院	山鹿市山鹿 547 番地 1	医療法人社団 東昭会	平成 18 年 10 月 31 日
山鹿市大橋通 1207 番地	山鹿いちご薬局	山鹿市大橋通 1207 番地	有限会社 い ちご薬局	平成 18 年 9 月 21 日
球磨郡錦町一武 282 6-3	唐見歯科クリニッ ク	人吉市上新町 388- 13	副島 健太郎	平成 18 年 11 月 1 日
荒尾市荒尾 4160-270	佐藤眼科	大牟田市大正町 1-2- 16	佐藤 智樹	平成 18 年 9 月 1 日

熊本県告示第 1180 号

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和 25 年法律第 123 号）第 22 条の 4 第 4 項及び第 33 条第 4 項の規定に基づく特定病院として、次のとおり認定した。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

経営種別	病院名	管理者名	所在地	認定期間
医療法人	山鹿回生病院	森山 茂	山鹿市古閑 1500 番 地 1	平成 18 年 11 月 13 日から平 成 21 年 7 月 31 日まで

熊本県告示第 1181 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 41 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【通所リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事 業 者 名	指 定 年 月 日
足立・有馬小児科神経内科 熊本市長嶺東四丁目 2 番 1 号	足立尚登	平成 18 年 11 月 10 日

熊本県告示第 1182 号

介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）第 53 条第 1 項の規定により指定介護予防サービス事業所を次のとおり指定した。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

【介護予防リハビリテーション】

事業所の名称及び事業所の所在地	事業者名	指定年月日
足立・有馬小児科神経内科 熊本市長嶺東四丁目 2 番 1 号	足立尚登	平成 18 年 11 月 10 日

公 告

熊本県公告第 832 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 競争入札に付する事項
 - (1) 委託業務の名称
平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務
(委託 - 3)
 - (2) 委託業務の内容
入札説明書及び仕様書のとおり
 - (3) 委託期間
平成 19 年 1 月 24 日から平成 19 年 3 月 14 日まで
 - (4) 入札方法
 - ア 入札金額は、平成 18 年度くまもと県民交流館しごと相談・支援センター託児業務に要する費用とする。
 - イ 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。
 - ウ 入札説明書及び仕様書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得（昭和 39 年熊本県告示第 420 号）の規定を準用する。
 - エ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。
- 2 入札に参加できる者
次に掲げる条件をすべて満たす者であること。
 - (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱（平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「要綱」という。）による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。
なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。
- 3 入札参加資格を得るための申請方法等
 - (1) 申請の方法
2 に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、要綱に定める入札参加資格審査申請書（本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。）に必要書類を添付し、3 の（2）の場所へ持参又は郵送（書留郵便に限る。）により提出すること。
 - (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-383-1111 内線 6350 ダイヤルイン 096-333-2581
 - (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間
平成 18 年 11 月 27 日（月）から平成 18 年 12 月 5 日（火）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
ただし、受付期間の終了後も入札日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。
- 4 契約条項を示す場所
熊本県くまもと県民交流館 しごと相談・支援センター
郵便番号 860-8554 熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 9 階
電話 096-355-4309
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称

- 4 に記載のとおり
- (2) 入札説明書及び仕様書の交付期間及び場所
- ア 交付期間
平成 18 年 11 月 27 日 (月) から平成 18 年 12 月 5 日 (火) までの日
午前 9 時から午後 5 時までとする。
- イ 交付場所
4 に記載のとおり
- (3) 入札及び開札の日時及び場所
- ア 日時
平成 18 年 12 月 15 日 (金) 午後 1 時 30 分から
- イ 場所
熊本市手取本町 8-9 テトリアくまもとビル 10 階
熊本県くまもと県民交流館 会議室 6
- (4) 入札書の提出方法
5 の (3) 記載の入札場所に持参するものとする。
- 6 その他
- (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の (3) 記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
- ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
- (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
- ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
- イ 委任状を提出しない代理人のした入札
- ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
- エ 記名押印を欠く入札
- オ 金額を訂正した入札
- カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
- キ 明らかに連合によると認められる入札
- ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
- ケ 2 以上の意思表示をした入札
- コ 民法 (明治 29 年法律第 89 号) 第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
- サ その他入札に関する条件に違反した入札
- (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
- (5) 最低制限価格
無
- (6) 契約の締結
- ア 契約書作成の要否
要
- イ 契約の締結期限
落札者決定の日から 10 日以内とする。
- ウ 落札者からの契約締結の申出期限
落札者決定の日から 5 日以内とする。
- (7) 契約保証金
契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき (その者が、契約を

履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。)
(8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 833 号

次のとおり一般競争入札に付する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

1 競争入札に付する事項

- (1) 調達物品及び数量
調色ブース 1 式
- (2) 調達物品の規格及び品質等
入札説明書のとおり
- (3) 納入期限
平成 19 年 1 月 31 日 (金)
- (4) 納入場所
熊本高等技術訓練校

(5) 入札方法

ア 落札者決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 5 パーセントに相当する額を加算した金額 (当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。) をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 入札説明書に特段の定めがない事項については、熊本県競争契約入札心得 (昭和 39 年熊本県告示第 420 号) の規定を準用する。

ウ 入札書は、入札説明書に示す様式により作成すること。

2 入札に参加できる者

次に掲げる条件をすべて満たす者であること。

- (1) 物品購入契約等及び業務委託契約に係る競争入札参加者の資格等に関する要綱 (平成 18 年熊本県告示第 521 号。以下「審査要綱」という。) による審査のうえ、入札参加資格を有すると決定された者であること。

なお、入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望するものは、3 に掲げるところにより、審査要綱による審査を受け、入札参加資格を得ること。

- (2) 会社更生法 (平成 14 年法律第 154 号) に基づく更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る更生計画認可決定を受けていること。

- (3) 民事再生法 (平成 11 年法律第 225 号) に基づく再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、当該申立てに係る再生計画認可決定を受けていること。

- (4) 5 の (3) 記載の入札の日時において、熊本県物品購入等及び業務委託等契約に係る指名停止等の措置要領 (平成 14 年熊本県告示第 811 号) による指名停止期間中でないこと。

- (5) 本調達物品を納入することが可能であることを証明する書類を熊本高等技術訓練校に提出し、審査を受け、入札に参加する承認を受けたことを証明する書類を提出した者であること。

3 入札参加資格を得るための申請方法等

- (1) 申請の方法

2 の (1) に掲げる入札参加資格を有しない者で本競争入札に参加を希望する者は、審査要綱に定める入札参加資格審査申請書 (本競争入札参加のための申請である旨を明示すること。) に必要書類を添付し、3 の (2) の場所へ持参又は郵送 (書留郵便に限る。) により提出すること。

- (2) 入札参加資格審査申請書の入手先及び提出場所並びに申請に関する問い合わせ先
熊本県出納局管理調達課資格審査班 (県庁行政棟本館 2 階)
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2581 (ダイヤルイン)

- (3) 入札参加資格審査申請書の受付期間

平成 18 年 11 月 22 日 (水) から平成 18 年 12 月 8 日 (金) までの日 (県の休日を除く。) の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。

ただし、受付期間の終了後も入札の日時まで随時受け付けるが、この場合には、資格審査が入札に間に合わないことがある。

- (4) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、資格審査結果通知書により通知する。

- (5) 入札参加資格の有効期間

入札参加資格の有効期間は、資格審査結果通知書に記載する登録の日から平成 20 年 9 月 30 日までとする。

- (6) 有効期間の更新手続

前項の有効期間の更新を希望する者に対しては、審査要綱に基づく入札参加資格審査申請の受付を平成 20 年 7 月 1 日から平成 20 年 7 月 31 日まで行う。

- 4 契約条項を示す場所
熊本県出納局管理調達課契約班（県庁行政棟本館 2 階）
郵便番号 862-8570 熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
電話 096-333-2580（ダイヤルイン）
- 5 入札手続等
 - (1) 入札に関する事務を担当する部局の名称
4 に記載のとおり
 - (2) 入札説明書の交付期間及び場所
ア 交付期間
平成 18 年 11 月 22 日（水）から平成 18 年 12 月 15 日（金）までの日（県の休日を除く。）の午前 8 時 30 分から午後 5 時までとする。
イ 交付場所
4 に記載のとおり
 - (3) 入札及び開札の日時及び場所
ア 日時
平成 18 年 12 月 20 日（水）午前 10 時から
イ 場所
熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号
熊本県出納局管理調達課分室（県庁行政棟本館 2 階）
 - (4) 入札書の提出方法
5 の（3）記載の入札場所に持参するものとする。ただし、持参できないときは、4 に記載の場所に平成 18 年 12 月 19 日（火）までに必着するよう郵送（書留郵便に限る。）すること。
- 6 その他
 - (1) 入札、契約手続等において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨とする。
 - (2) 入札保証金
入札に参加しようとする者は、見積もった契約希望金額の 100 分の 5 以上の金額を 5 の（3）記載の入札の日時までに納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、入札保証金の納付が免除される。
ア 入札に参加しようとする者が、入札保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
イ 入札に参加しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が落札した場合において、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
なお、入札保証金の納付の免除を希望する者は、アの場合にあっては入札保証保険証券を、イの場合にあっては履行証明書を、入札保証金免除申請書に添えて、平成 18 年 12 月 15 日（金）までに 4 に記載する場所に提出すること。
 - (3) 無効の入札
次のいずれかに該当する入札は、無効とする。
ア 入札に参加する資格を有しない者のした入札
イ 委任状を提出しない代理人のした入札
ウ 所定の入札保証金又は入札保証金に代わる担保を納付又は提供しない者のした入札
エ 記名押印を欠く入札
オ 金額を訂正した入札
カ 誤字脱字等により意思表示が不明瞭である入札
キ 明らかに連合によると認められる入札
ク 同一事項の入札について他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をした者の入札
ケ 2 以上の意思表示をした入札
コ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 95 条に基づく錯誤による入札であると入札執行者が認めた場合の入札
サ その他入札に関する条件に違反した入札
 - (4) 落札者の決定方法
有効な入札書を提出した者で、予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをしたものを落札者とする。
 - (5) 最低制限価格
設定しない。
 - (6) 契約の締結
ア 契約書作成の要否
イ 契約の締結期限
平成 19 年 1 月 10 日（水）
ウ 落札者からの契約締結の申出期限

- 平成 18 年 12 月 27 日 (水)
- (7) 契約保証金
 契約しようとする者は、契約担当者が指定する日時までに、契約金額の 100 分の 10 以上の金額を納付しなければならない。ただし、次のア又はイのいずれかに該当するときは、契約保証金の納付が免除される。
- ア 契約しようとする者が、契約保証金以上の金額につき、保険会社との間に県を被保険者とする履行保証保険契約を締結し、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出したとき。
- イ 契約しようとする者が、過去 2 年の間に国又は地方公共団体とこの入札に付する事項と種類及び規模をほぼ同じくする契約を 2 回以上にわたって締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行したことを証する書類を提出したとき（その者が、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるときに限る。）。
- (8) その他詳細は、入札説明書による。

熊本県公告第 834 号

建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 10 条第 2 項の規定に基づく聴聞をつぎのとおり実施する。

平成 18 年 11 月 13 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 聴聞の日時
平成 18 年 11 月 20 日
- 2 聴聞の場所
熊本県熊本市水前寺六丁目 18 番 1 号 熊本県庁行政棟本館 13 階展望会議室
- 3 聴聞の主宰者
熊本県土木部建築課 建築審議員 吉永一夫

熊本県公告第 835 号

砂利採取法（昭和 43 年法律第 74 号）第 15 条の規定に基づく平成 18 年度砂利採取業務主任者試験の合格者は、次のとおりである。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

受験番号

3

熊本県公告第 836 号

八代市ほか 3 市町村における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和 26 年法律第 180 号）第 19 条第 2 項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第 4 項の規定により、次のとおり公告する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
八代市	平成 15 年度から 平成 18 年度まで	坂本町鮎帰ほの一部	地籍図 ・地籍簿	平成 18 年 11 月 15 日
天草市	平成 16 年度から 平成 18 年度まで	有明町楠甫の一部		
西原村	平成 17 年度から 平成 18 年度まで	大字河原の一部		
あさぎり町	平成 16 年度から 平成 17 年度まで	深田の一部		

熊本県公告第 837 号

熊本県ふぐ取扱条例（昭和 33 年熊本県条例第 27 号）第 8 条の規定に基づき、平成 18 年度のふぐ処理師試験を次のように実施する。

平成 18 年 11 月 22 日

熊本県知事 潮 谷 義 子

- 1 試験日時
平成 19 年 2 月 4 日（日）午前 9 時から
- 2 試験会場

熊本市春竹町481
常盤家政調理師専門学校

3 試験科目

- (1) 筆記試験
ア 公衆衛生学
イ 食品衛生学（ふぐの性状を含む。）
ウ 栄養学
エ 衛生関係法規
オ 調理理論

- (2) 実地試験
ア 処理技術
イ 内臓鑑別
ウ 魚種鑑定

4 受験手続

- (1) 提出書類
ア 受験願書
イ 履歴書
ウ 写真2葉（申請前3月以内に脱帽して正面から上半身を撮影した縦3.5センチメートル、横2.6センチメートルのもので、その裏面に撮影年月日及び氏名を記載したものとし、1葉を写真票にはり付けること。）

- (2) 受験手数料

13,400円

- (3) 受験願書の受付期間

受験願書の受付期間は、平成19年1月5日（金）から平成19年1月16日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時までとする。郵送の場合は、平成19年1月16日（火）までの消印のあるものに限り受け付ける。

- (4) 受験の申込み

試験を受けようとする者（以下「受験者」という。）は、関係書類に手数料13,400円を添えて、最寄りの保健所に提出すること。ただし、受験者で県外に住所を有するものは、熊本県庁（郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県健康福祉部健康危機管理課）へ提出すること。

5 合格基準

- (1) 筆記試験

5教科の平均得点が60点以上であること。（ただし、1教科でも40点未満のものがある場合は不合格とする。）

- (2) 実地試験

総得点が80点以上であること。（ただし、食用不可部位を食用と鑑別した場合は、80点以上であっても不合格とする。）

6 合格発表

- (1) 合格者の発表は、平成19年2月21日（水）午前10時に、県庁本館ロビー、県内各保健所及び県庁ホームページにて行う。

- (2) 試験に合格した者に対しては、合格証を交付する。

7 問い合わせ

- (1) 願書の請求及び試験についての照会は、県内各保健所及び熊本県健康福祉部健康危機管理課（電話 096-333-2248（ダイヤルイン）又は096-383-1111 内線7190）に行うこと。

なお、郵便による願書の請求は、80円切手をはり、あて先を明記した返信用封筒を同封すること。

- (2) 試験の科目別得点及び合計得点の開示を希望する場合には、熊本県個人情報保護条例（平成12年熊本県条例第66号）第22条の規定に基づき、合格発表の日から1か月間（土曜日、日曜日及び祝日を除く午前8時30分から午後5時30分までとする。ただし、初日は、午前10時以降とする。）熊本県健康福祉部健康危機管理課において、受験票を持参した受験者本人にのみ開示する。

